

議案第 4 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 4 号中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同項第 5 号中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附則第 7 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改める。

附則第 13 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小田原市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供す

る固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和 6 年 3 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法が一部改正され、用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準額の算定方法に関する経過措置が継続されること等に伴う所要の措置を講ずるに当たり、特に緊急を要するため専決処分するものであります。